国際私法学会理事会議事録

日時: 2021年7月14日~7月23日

場所・方法:電子メールによる理事会

出席者:

理事:青木 清、岡野祐子、織田有基子、神前 禎、北澤安紀、国友明彦、

河野俊行、嶋 拓哉、高杉 直、出口耕自、道垣内正人、長田真里、中西 康、

中野俊一郎、楢﨑みどり、西谷祐子、林 貴美、横溝 大(以上、18名)

監事: 佐野 寛、早川眞一郎(以上、2名)

議事録作成補助のため、理事長補佐(種村佑介)が陪席。

【審議事項】

1. 国際私法学会入会手続規則の改正

国際私法学会入会手続規則を、下記【旧規則】から【新規則】へ改正するとの提案(学会 運営事務の一部の学会支援機構への委託等に伴う全部改正)について、異議なく承認された。

【旧規則】

国際私法学会入会手続規則

2017年6月3日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第7条第2項に基づき、国際私法学会への入会手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:入会の申込み

- 1. 本会に入会しようとする者は、必要事項を記載した申込書を事務局に提出しなければならない。申込書の提出は、郵便によるほか、記入済みの申込書を電子メールに添付する方法によることができる。
- 2. 入会に際しては、本会の通常会員 1 名以上の紹介を得ることが推奨される。入会に際して本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、理事長がその責任において入会申込者の事情を調査し、理事長が紹介者となることができる。
- 3. 通常会員としての入会申込書の様式は、原則として別記の通りとする。ただし、これによることが困難である場合には、本会のホームページに掲げる英語版の入会申込書の様式によることもできる。
- 4. 維持会員としての入会申込書の様式は、必要に応じて理事長が作成するものとする。

第3条:入会申込金

- 1. 本会に入会しようとする者は、入会申込書の提出に先立ち、指定された銀行口座への入会申込金の振込みを完了しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、銀行振込みに代え、理事長が認めるその他の方法により入会申込金の支払いをすることができる。
- 2. 入会申込金は1年分の会費と同額とする。
- 3. 会員は、入会が承認された年度から会費を支払う義務を負う。前項に定める入会申込金は、入会が承認された場合には、初年度の会費に充当する。
- 4. 入会が承認されなかった場合には、入会申込金は利息を付さないで申込者に返還する。 入会申込金の返還に要する振込手数料等は返還額から差し引く。

第4条:入会手続係属中の研究大会参加

第2条並びに前条第1項及び第2項の規定に従って入会申込金を納入した上で入会申込書を提出している者は、入会の承認前であっても、本会の研究大会に傍聴料を支払うことなく参加することができる。

附則

1. この規則は、2017年6月4日から施行する。

国际私法子会人会中 必 青			
	20	_年	月日
国際私法学会理事長 殿			
国際私法学会の目的及び事業に賛同し、その定款に従うことにして入会いたしたく、申し込みます。入会申込金(5,000円)			_ ,,, , ,,
a. 氏名 : (自署。カタカナで	で読み方を	と記載し	て下さい。)
■b. 生年月日(西暦): 年 月 日			
c. 所属機関•地位等:			
■d. 専門分野:			
■e. 研究課題(代表論文等があればご記入ください):			
1			
2			
□f. 住所:(〒 –)			
■g.電話番号:			
□h. Email アドレス:			
■i. 紹介者(通常会員)			
氏名:	_ (自署	署又は記	名捺印)
所属機関・地位等:			

- * 本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、事務局にその旨ご連絡下さい。
- ** $a \cdot c$ の項目は名簿に掲載して会員に配布します。 \blacksquare の項目 $(b \cdot d \cdot e \cdot g \cdot i)$ は名簿には 掲載しません。□の項目(f·h)のうち、名簿掲載を希望しない項目は□を塗りつぶして下さ い。
- ** $f \cdot g \cdot h$ 以外の事項は、入会審査のため、コピーの上、email に添付して送信すること 等がありますので、ご了承下さい。
- *** 入会申込金は、入会が承認された場合には、承認された年度の年会費に充当されます。

【新規則】

国際私法学会入会手続規則

2017年6月3日理事会決定

2021年7月23日理事会決定(改正)

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第7条第2項に基づき、国際私法学会への入会手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:入会の申込み

- 5. 本会に入会しようとする者は、本会のホームページに掲げる入会申込フォームに必要事項を記載して、入会の申込みをしなければならない。
- 6. 入会に際しては、本会の通常会員 1 名以上の紹介を得ることが推奨される。入会に際して本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、理事長がその責任において入会申込者の事情を調査し、理事長が紹介者となることができる。
- 7. 第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる方法によることが困難である場合であって、理事長が相当と認めるときは、必要事項を学会事務局に連絡する方法で入会申込みをすることができる。
- 8. 維持会員としての入会申込みは、第 1 項に掲げる方法による他、必要に応じて理事長が 認める方法によるものとする。

第3条:入会申込金

- 5. 入会申込みをした者は、理事会が入会について総会へ提案することを決議した後、速やかに入会申込金を支払わなければならない。
- 6. 入会申込金は1年分の会費と同額とする。
- 7. 会員は、入会が承認された年度から会費を支払う義務を負う。前項に定める入会申込金 は、総会において入会が承認された場合には、初年度の会費に充当する。
- 8. 総会において入会が承認されなかった場合には、入会申込金は利息を付さないで申込者に返還する。入会申込金の返還に要する振込手数料等は返還額から差し引く。

第4条:入会手続係属中の研究大会参加等

前条第1項及び第2項の規定に従って入会申込金を納入した者は、総会における入会の承認前であっても、研究大会の参加及び年報への投稿については、会員と同様に扱うものとする。

附則

2. この規則は、2017年6月4日から施行する。

附則(2021年7月23日理事会決定による改正)

1. この規則は、2021年7月23日から施行する。

以上のとおり、間違いありません。

2021年7月26日